

議員発案第 4 号

由利本荘市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について

由利本荘市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 1 7 年由利本荘市条例第 8 号）の一部を改正する条例（案）を、地方自治法第 1 1 2 条及び由利本荘市議会会議規則第 1 4 条第 1 項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成 2 8 年 1 2 月 1 6 日提出

由利本荘市議会議長 鈴木 和 夫 様

提出者	由利本荘市議会議員	伊 藤 順 男[自署]
賛成者	同 上	佐 藤 勇[自署]
	同 上	伊 藤 岩 夫[自署]
	同 上	今 野 英 元[自署]
	同 上	佐々木 隆 一[自署]

提案理由

情報開示に関する規定を改めるとともに条文を整理するため、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

由利本荘市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

由利本荘市議会政務活動費の交付に関する条例（平成17年由利本荘市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第9条中「市長は、政務活動費の交付を受けた会派又は議員が」を「政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、」に、「場合、」を「場合は、」に「額の政務活動費の返還を命ずることができる。」を「額を前条第1項の収支報告書を提出後、速やかに返還しなければならない。」に改める。

第10条第1項中「収支報告書」の次に「並びに領収書及び領収書に準ずる書類（以下「収支報告書等」という。）」を加え、同条第2項中「収支報告書」の次に「等」を加え、同条第3項中「前項に規定するもののほか、」を削り、「由利本荘市情報公開条例（平成17年由利本荘市条例第28号）の例による。」を「議長が別に定める。」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議員発案第5号

由利本荘市議会議員政治倫理条例の一部改正について

由利本荘市議会議員政治倫理条例（平成20年由利本荘市条例第48号）の一部を改正する条例（案）を、地方自治法第112条及び由利本荘市議会会議規則第14条第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成28年12月16日提出

由利本荘市議会議長 鈴木和夫様

提出者 由利本荘市議会議員 伊藤順男[自署]

賛成者 同 上 佐藤 勇[自署]

同 上 伊藤岩夫[自署]

同 上 今野英元[自署]

同 上 佐々木 隆 一[自署]

提案理由

関係私企業の届出義務に関する規定を改めるとともに条文を整理するため、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

由利本荘市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

由利本荘市議会議員政治倫理条例（平成２０年由利本荘市条例第４８号）の一部を次のように改正する。

第４条第３項を次のように改める。

３ 議長は、報告書の概要を速やかに公表しなければならない。

第１２条を第１３条とし、第１１条を削り、第１０条を第１２条とし、第９条第２項中「第７条第６項」を「第９条第６項」に改め、同条を第１１条とする。

第８条を第１０条とし、第５条から第７条までを２条ずつ繰り下げ、第４条の次に次の２条を加える。

（関係私企業の届出義務）

第５条 議員は、就任した日以後において、議員本人又は議員の配偶者、１親等内の血族若しくは同居の親族が実質的に経営に携わっている企業（以下「関係私企業」という。）がある場合は、当該関係私企業の名称等を記載した届出書（以下「届出書」という。）をその事由が生じた日から３０日以内に議長に届け出るものとする。この場合において、届出書の内容に変更が生じたときは、書面をもって速やかにその旨を議長に届け出るものとする。

２ 前項に規定する次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１） 同居 住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）に基づく届出が同一世帯となっていることをいう。

（２） 企業 一定の経済的事業の遂行の目的を持って、人及び物を有機的に組み合わせた経営主体（その経営主体が私人であるか公の法人であるかを問わない。）をいう。

（３） 実質的に経営に携わっている企業

ア 役員（規則で定める団体等の役員のうち、非常勤の者で経営主体でないものを除く。）をしている企業

イ 資本金その他これに準ずるものの３分の１以上を出資している企業

ウ 経営方針の立案に関与している企業

３ 議長は、届出書については、４年間これを保存するものとする。

４ 議長は、届出書の写しを速やかに市長に送付するものとする。

５ 議長は、届出書の議員本人に関わる概要を速やかに公表しなければならない。

(市との請負契約等に対する遵守事項等)

第6条 議員は、関係私企業に対し、市との工事請負契約（実質的に元請負と異ならない下請負を含む。）、業務委託契約及び物品購入契約（以下「請負契約等」という。）の締結を辞退させるよう努めなければならない。ただし、災害等で緊急を要するとき、又は請負契約等の締結を辞退させることにより、市の行政執行に著しい支障がある場合を除く。

2 市長は、届出書の関係私企業（以下「届出関係私企業」という。）のうち、市に業者登録等をしたものと別に定める額を超える請負契約等を締結した場合は、その請負契約等の内容を議長に報告するものとする。

3 市長は、届出関係私企業のうち、市に業者登録等をしていないものと第1項ただし書の規定に基づき、別に定める額を超える請負契約等を締結した場合は、前項と同様に報告するものとする。

4 議長は、前2項の報告を受けた場合は、公表するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。